

「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」

第3回 議事概要

日時・場所：令和3年12月6日（月）16：00～17：30（WEB会議）

出席者：山本座長、石井構成員、上原構成員、太田構成員、大谷構成員、
小尾構成員、楠構成員、坪田構成員、塗師構成員、樋口構成員、
星名構成員、森構成員、藪内構成員

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局からの説明
3. 意見交換
4. 閉会

【意見交換の概要】

＜住民基本台帳ネットワークシステムのあり方について＞

（CSの役割・機能）

- CSでは、住基ネットにおける厳格な個人情報保護やセキュリティレベルの維持に関し、ファイアウォール機能によるアクセス制限と住基ネットに適した安全な通信方式の利用のほかにも、サーバ間の相互認証等も行われているところであり、その旨がわかるよう、記述を工夫してはどうか。

（共同プラットフォーム（仮称）（※）における責任分界点）

（※ガバメントクラウド上に現在のCSの役割・機能を実装するものとして構築予定。）

- 共同プラットフォーム（仮称）については、ガバメントクラウドとの関係で、関係者が多数に及ぶことが見込まれるところであり、関係者間の法的な責任関係の整理も必要ではないか。
- システムに関しては、複数の主体が関わる場合であっても、各主体の責任範囲は主体ごとに明確に分離されるものであり、法的な責任関係とは分けて考える必要があるのではないか。
- 責任分界点は、システムやデータについて、誰が管理や運用の責任を負うのかを定めるという意義を有するものであり、法的な責任を重複なく切り分けていくこととは必ずしもつながらないのではないか。

- 地方公共団体が使うシステムに問題が発生した場合には、一義的には、地方公共団体が責任を負うことになるものと思うが、契約で取り決めることにより、システムを提供する事業者の一部の責任を負わせることも考えられるのではないか。
- ガバメントクラウドにおいては、複数の事業者がそれぞれ様々なサービスを提供し、それを各主体が使い分けていくことになるものと思われるところ、国において、責任分界点の整理に係る基本的な考え方を示し、それに基づいて、具体的なユースケースごとに、責任分界点を定めていくこととなるのではないか。

(DV等被害者支援措置に係る情報の取扱い)

- DV等被害者支援措置に係る情報を住基ネット提供・連携すれば、すべてが解決するわけではないが、DV等被害者に対する的確な支援のために必要となる情報を関係機関間で連携する仕組みが整備されていない現状において、本人確認のためのシステムである住基ネットは、配慮すべき本人確認情報を確認・提供する仕組みとして、有力な手段と言えるのではないか。
- DV等被害者への対応については、住基ネットだけで対応できる問題ではなく、いずれかの府省が責任を持って整理をするべきではないか。

(本人確認情報の提供記録等のオンライン確認の仕組み)

- マイナポータルをタッチポイントとして位置づけることが合理的と考えられるが、具体的なアーキテクチャについては、さらなる検討が必要ではないか。

<デジタル技術を活用した届出のあり方について>

(トラストアンカー)

- 住民票が編成され、住民として住民基本台帳に記録されるところが出発点であり、これを信用の基点(トラストアンカー)とすることで、住基ネットやマイナンバー制度・関連システムが運用されているところであり、住民基本台帳が大本の「トラストアンカー」と言えるのではないか。

(公的個人認証)

- 公的個人認証について、有効期限（５年）をマイナンバーカードの有効期限（10年）と併せることや住所の取扱いをどうするかなど、より使い勝手のよい制度に変えられるとよいのではないかと、といった意見があったことについても、記載してはどうか。

(地方公共団体の住民)

- 複数拠点生活など、ライフスタイルが変化してきている中で、デジタル化も進み、住民の居住実態に関する前提が大きく変わりつつあるが、居住実態という概念は、住民税や選挙権などのあり方とも関連するものであり、トラストアンカーとしての住民基本台帳制度の役割等に鑑みると、非常に難しい問題と言えるのではないかと。
- ライフスタイルの多様化に伴い、住民の居住実態についても多様化してきており、将来的には、本人の主観的居住意思を根拠に、住民に行政サービスを提供していく形に変えざるを得なくなるのではないかと。
- 社会生活との関係では「住所」を複数持つこともあり得るのかもしれないが、公的な負担分任や選挙等の問題が絡む地方公共団体の住民を決める関係では単一と解されており、その際には、客観的居住の事実が重要な要素とされている。この前提を覆そうとするのであれば、地方公共団体と住民の関係をどうするのか、住民を住所で定義すること自体をどう考えるのか、個人の同一性証明を行う際の住所は地方自治法上の住所であるべきか、といった議論に波及するが、これらの議論は本検討会の射程外ではないかと。

以 上